

明治二十八年九月三日

書記官長 坂

議長 岡了

書記官長 尾

副議長 尾

講和條約御批准ノ件御諮詢ノ上ハ左
記顧問官ノ審査委員ニ選定セラレ奉
員會ニ御諮詢ノ翌日開會ノ事ニ定メラレ
可然哉

審査委員

樞密院

樺山顧問官

福岡顧問官

田中顧問官

蜂須賀顧問官

伊東顧問官

西 顧問官

青木顧問官

以上

原

本日日露講和條約御批准、件御諮
詢に成り、左記、通責官外六顧問官
の審査委員に指定せられ、明日二日(月曜
日)午前十時事務所に於て委員會議
開き、閣員出席が成度議長、命に
依り此段及後通知あり也

審査委員

- 樺山顧問官
- 福岡顧問官
- 田中顧問官

五編

- 蜂須賀顧問官
- 伊東顧問官
- 西 顧問官
- 青木顧問官

以上

明治三十八年十月二十日

樺島院書記官

各々七 顧問官殿



本日露講和條約御批准ノ件御詔
詢相成候處本件ハ委員ニ於テ審
查ノコトニ決定相成議長ヨリ左記ノ
通審査委員指定セラレ明二日(月曜)
午前十時事務所ニ於テ委員會被相
開候此段及御通知候也

審査委員

- 樺山 顧問官
- 福岡 顧問官
- 田中 顧問官

- 蜂須賀 顧問官
- 伊東 顧問官
- 西 顧問官
- 青木 顧問官

明治三十八年十月一日

樞密院書記官

追テ本會議ノ期日ハ更ニ御通報可及
候